

【特記仕様書】

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）特例監理技術者が兼務できる工事は湖南 4 市（守山市、草津市、栗東市、野洲市）内の工事でなければならない。
 - （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（１）～（８）の事項について確認できる書類を下記により提出すること。
 - （１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
 - （２）（１）の提出書類と同じ
 - （３）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（3 カ月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど）
 - （４）特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
 - （５）（４）の提出書類と同じ
 - （６）業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など）
 - （７）（６）の提出書類と同じ
 - （８）（６）の提出書類と同じ
3. 本工事において、特例監理技術者および監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は適切に CORINS への登録を行うこと。